大阪府営浜寺公園便益施設設置運営事業者　募集要項の概要

１．事業コンセプト

（１）浜寺公園概要

　・開設済面積：７５．１ha

　・主要施設：ばら庭園、交通遊園、児童遊戯場３か所、プール、徒渉池、軟式野球場、

球技広場、テニスコート（20面）　ほか

　・浜寺公園の松林：万葉の時代から「白砂青松」の景勝地として受け継がれ、幾度となく伐採の危機を乗り越え守り継がれてきた歴史的・文化的遺産

　 　 「日本の名松１００選」にも選ばれた約５，０００本のクロマツ林は公園のシンボル的存在

（２）基本コンセプト

「浜寺公園の魅力向上のため、松林に佇む美しいシンボルエリアの創出」

（３）便益施設のイメージ

　　浜寺公園の有する松林の魅力を最大限生かした空間に、来園者に対して新たな機能を付加した施設を設置することで、これまでにない公園の新たな魅力創出につなげる。

歴史的資料に残る名松　　　　　　　　　　　　　　現在の松林

（４）位置図





浜寺公園　 第二駐車場　南側

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公募対象地　　 約4,000㎡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　許可面積　公募対象地のうち2,400㎡以内

２．基本的条件

（１）許可の種類

・都市公園法第５条　設置許可

（２）設置主体及び主な許可条件

　・公募選定により決定した事業者

　・土地の造成、整地及び建設（内装、設備含む）等について、すべてを事業者の負担にて行う。

　・公募対象地は国有地であり、大阪府以外の第三者が営利を目的とした建物を所有できないため、店舗については、営業期間終了後に大阪府へ無償譲渡

（３）使用料

　・１,１００円／年・㎡以上

（４）設置許可区域

　・公募対象地約４，０００㎡のうち、２，４００㎡以内　（店舗　５００㎡以内）

（５）設置許可期間

　・最長２０年（５年更新）

（６）義務化する主な項目

　・多目的トイレの設置

　・飲食物の販売及び飲食スペースの提供

　・公園側から直接アクセスできる利用者動線の確保

　・堺市の風致条例に準拠（緑化率３０％※を確保等）　※敷地面積約1,000㎡以上の場合

（７）提案を求める主な項目

　・建築物の意匠及び周辺緑化

　・既存の松林への影響、松林との調和

　・防災・防犯対策

　・公園利用者、地域社会への貢献

３．応募資格

（１）事業実施に必要な資力、信用、技術的能力、管理能力及び実績を有する個人、法人、その他の団体、複数の法人等によって構成される連合体

（２）次の要件をすべて満たす者

　・成年被後見人、準禁治産者に該当しない者

　 ・会社更生法、民事再生法、破産法、会社法の申立をしていない者、申立てをされていない者

　・大阪府暴力団排除条例に該当しない者

　・府税に係る徴収金を完納していること　　　等

４．スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 募集要項配布 | 平成29年12月 4日（月）から平成30年 2月 9日（金）まで |
| 現地説明会　 | 平成29年12月21日（木） |
| 質問票受付 | 平成29年12月 4日（月）から平成30年 1月19日（金）まで |
| 質問回答期日 | 平成30年 1月31日（水） |
| 提出書類受付 | 平成30年 2月 5日（月）から平成30年 2月 9日（金）まで |
| プレゼンテーション | 平成30年 3月22日（木） |
| 選定結果の通知 | 平成30年 3月末予定 |

５．最優先交渉権者の選定方法

（１） 資格審査

　　応募資格、応募提案書類、等

（２） 提案内容審査

　　①書類審査

　　②プレゼンテーション審査

（３） 審査項目と配点（合計100点）

　 　①コンセプト・・１０点

　　 　松林の価値の向上、公園の魅力向上

　 　②施設計画・・・２０点

　　 　建築物の意匠、ユニバーサルデザイン計画、公園利用者の利便性向上

　　 ③景観計画・・・２０点

　　　 松林景観の保全・創出、周囲との調和、

　　　④店舗機能・・・１０点

　 　　飲食スペース、災害時の対応、防犯対策、公園利用者への貢献、地域社会への貢献、府施策への貢献、販売品目、運営体制・形態

　　　⑤安定的・継続的な店舗運営・・・１０点

　 　　財務状況、事業・収支計画、出店実績

　　　⑥府財政への貢献・・・・・・・・３０点

　　 　使用料、施設整備費、維持管理費

６．その他

　詳細については、募集要項をご覧ください。